

会員事業所の長様

以下のとおり、省令改正についてお知らせします。
別紙と併せてご覧ください。LPガス協会

全L協保安・業務G6第4号
令和6年4月5日

正会員各位

(一社) 全国LPガス協会

「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則
の一部を改正する省令」について (お願い)

標記につきましては、令和6年2月14日付け全L協保安・業務G5第212号に
おいて、経済産業省より意見募集されたことについてお知らせしたところです。

この度、この意見募集を踏まえ、別添(官報)のとおり、令和6年4月2日に公布さ
れ、「過大な営業行為の制限」及び「LPガス料金等の情報提供」については、令和
6年7月2日施行、「三部料金制の徹底(設備費用の外出し表示及びLPガス消費と
関係ない設備費用のLPガス料金への計上禁止)」については、令和7年4月2日施
行となります。

つきましては、都道府県協会におかれましては会員に対し、また直接会員におか
れましては営業所等に対し、ご周知くださいますようお願いいたします。

○経済産業省ホームページ

【「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改
正する省令」を公布しました】

<https://www.meti.go.jp/press/2024/04/20240402001/20240402001.html>

以上

発信手段：Eメール

担当：保安・業務グループ 瀬谷、森、岩田